

## あさひ園(保育部)の利用者負担額(保育料)について

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		徴収金基準額 (月額)										
階層 区分	定 義	3歳未満児の場合 (0～2歳児クラス) 円			3歳児の場合 (3歳児クラス) 円			4・5歳児の場合 (4・5歳児クラス) 円				
		標準時間	延長	短時間	標準時間	延長	短時間	標準時間	延長	短時間		
1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
2	前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)が非課税の世帯	6,400	300	5,800	0	200	0	0	200	0		
3-1	前年度市町村民税(9月以降は当該年度市町村民税)が課税世帯であって、その所得割の額が次に該当する世帯	24,300円未満		11,500	600	10,500	0	400	0	0	400	0
3-2		24,300円以上 48,600円未満										
4-1		48,600円以上 72,800円未満		22,000	1,000	20,000	0	800	0	0	800	0
4-2		72,800円以上 97,000円未満										
5-1		97,000円以上 133,000円未満		37,400	1,700	34,000	0	1,100	0	0	1,100	0
5-2		133,000円以上 169,000円未満										
6-1		169,000円以上 235,000円未満		47,300	2,100	43,000	0	1,300	0	0	1,300	0
6-2		235,000円以上 301,000円未満										
7		301,000円以上 397,000円未満		53,900	2,400	49,000	0	1,400	0	0	1,400	0
8		397,000円以上										

※ 小学校就学前の範囲内に子どもが2人以上いる場合、最年長の子どもを第1子、その下の子を第2子と数えます。

第1子は全額負担となりますが、第2子は半額(徴収基準額×0.5)、第3子以降は無料(0円)となります。

ただし、第1子が範囲外(小1以上)になった場合、それまで第2子だったお子さんを第1子と数えます。

※ 毎年9月が利用者負担額の切り替え時期となります。